

生駒市規則第14号

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月10日

生駒市長 山下 真

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月生駒市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。